



主な内容

- 123 統一地方選挙
未来を託すこの一票
- 4 確定申告はお済みですか[※]
- 5 教育委員会だより
- 6～8 自治会連合会町への要望
- 9 保健婦コーナー[※]
- 10 国民年金[※]
- 11 地震義援金募金会へ[※]
- 12 児童手当のあらまし[※]
- 13 学校が第4土曜日も休みに[※]
- 14 子どもを交通事故から守ろう
- 16 フィルムレポート
- 16/17 お知らせ
- 18 こよみ

県議会議員選挙 4月9日投票日 (3月31日告示)

町議会議員選挙 4月23日投票日 (4月18日告示)

四月は統一地方選挙

未来を託すこの一票

四月は選挙が二回実施されます。一回目は、四月九日に山口県議会議員一般選挙が、二回目は、四月二十三日に徳地町議会議員一般選挙が行われます。

私たちの毎日の暮らしは、政治と深いかわりをもっています。選挙にあたっては、私たちの生活を真剣に考えてくれる人を選びましょう。明るく、住みよい社会を築くため、あなたの清き一票を投じましょう。

選ぶ人

選ばれる人

■選ぶ人(投票できる人)

満二十歳以上の日本国民で引き続き三カ月以上同一市町村の区域内に住所がある人。

○県議会議員選挙

平成六年十二月三十日までに、徳地町の住民基本台帳に記録されている人で昭和五十年四月十日までに生

れた人。

○町議会議員選挙

平成七年一月十七日までに、徳地町の住民基本台帳に記録されている人で昭和五十年四月二十四日までに生れた人。

■選ばれる人

(候補者となる人)

その選挙権のある人で、満二十五歳以上の日本国民。

※選挙権、被選挙権があっても、欠格事由に該当する人は除かれます。

あなたは選挙人名簿に登録されていますか

■選挙人名簿の縦覧期間

・県議会議員選挙

三月三十一日～四月一日

・町議会議員選挙

四月十八日～四月十九日

・縦覧場所と時間

徳地町役場

午前八時三十分～午後五時まで

投票するには

投票日に自ら所属する投票所にいって投票するほか、次のような投票方法もあります。

■不在者投票

投票日に旅行とか入院あ

るいは仕事や出張などで、当日投票所へ行くことのできない人は、選挙の告示の日から投票日の前日まで、選挙管理委員会の定めた場所投票できます。

■不在者投票のできる場所

徳地町役場本庁及び各支所
(支所については、月曜日
～金曜日までとする)
午前八時三十分～午後五時
まで

■郵便による不在者投票

体に重度の障害のある人で、
身体障害者手帳(両下肢等障
害一・二級、内臓機能の障害
一・三級)か、戦傷病者手帳
(両下肢等の障害特別項症)
第二項症、内臓機能障害特別
項症(第三項症)の交付をう
けている人が、あらかじめ選
挙管理委員会に申請し、交付
を受けた郵便投票証明書を提
出して投票用紙を請求します
(自分で字(氏名等)を書く
ことができないと郵便投票は
できません。)

できません。
※郵便投票は時間がかかりま
す。該当される人は早めに

こんな投票は無効です

せっかく投票した貴重な一
票も、次のような投票は無効
となります。
○所定の用紙を用いないもの
○立候補していない人の氏名
を記載したもの

明るい選挙にしよう

選挙運動は、立候補の届出
が受理された時から投票日の
前日までしかできません。

選挙管理委員会へ相談くだ
さい。

- 「誰」を記載したか確認で
きないもの
- 白紙やいたずら書きのもの
- 自書しないもの
- 他事を記載したもの

■事前運動の禁止

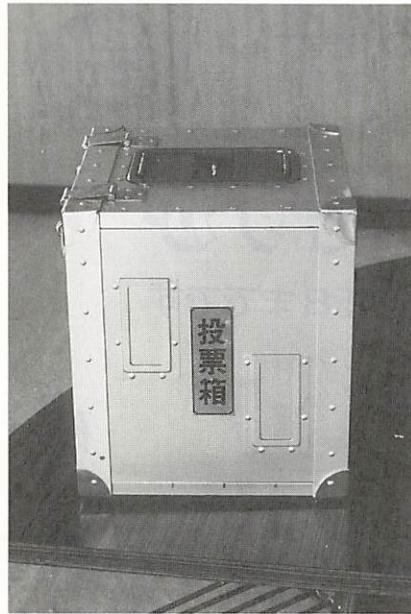
選挙運動の期間中ならでき
ることでも、事前に行うこと
は、禁止されているものもあ
ります。

■飲食物の提供禁止

どんな人がどんな理由をつ
けようとも、飲食物を提供す
ることは、一切禁止されてお
ります。

■戸別訪問の禁止

■署名運動の禁止



投票箱



枕は、寝るとき
に頭を支える道具
です。ただ支える
のではなく、寝る
姿勢を安定させ、
睡眠に大きな影響
を与えます。枕と
睡眠は、深い関係
にあるのです。

枕の選び方

枕の選び方のポイントは、
高さ、硬さ、大きさです。ま
ず高さですが、高ければ
いいというものではありません。
個人差はあるで
しょうが、大人の場合、
リラックスして眠れる高
さは、枕に頭をのせて沈
んだ状態で、自分の握り
こぶしの高さ(六～九セ
ンチ)が理想だといわ
れています。この高さが、
起きているときと同じよ
うな姿勢、つまり自然の
状態なのです。

高さ、硬さ、大きさがカギ

さて、次は枕の中身
です。「頭寒足熱」と
いう言葉をご存じだと
思います。頭は皮膚温
度の高い部分です。頭
を涼しくすると、よく
眠れます。ですから、
詰め物は体温を吸収し、
通気性がよく、熱のこ
もらないものがあるの
はいまでもありません。
ソバガラや小豆、
綿やパンヤなどは、その代表
デスネ。
こうしたポイントを踏まえ
て、枕を選んでみてはいか
がでしょうか。



— この社会あなたの税が生きている —



所得税・町県民税の 申告はお済みですか

3月15日までです

確定申告が

間違っていたときは

確定申告書を提出した後で計算違いや申告内容に間違いがあることに気付いたり、うっかり確定申告の提出を忘れていた方はいませんか。もう一度確認してください。

申告内容に誤りがあるときは訂正できます。また、確定申告をしなればならないのに申告書の提出を忘れていたときは、直ちに確定申告をしてください。

■税額を多く

「更正の請求」をして正しい税額に訂正することができます。

申告していたとき

更正の請求ができる期間は申告期限から一年以内です。平成六年分の所得税の確定申告については平成八年三月十五日まで、個人事業者の消費税の確定申告については同年三月三十一日までとなります。

■税額を少なく

申告していたとき「修正申告」をして正しい

税額に修正してください。

修正申告によって新たに納めることになった税額は、申告書を提出する日に納付してください。この納める税額は、法定納期限の翌日から納付する日までの期間に応じて延滞税がかかる場合がありますので、併せて納付してください。

■確定申告を

忘れていたとき

直ちに確定申告をしてください。

期限後申告によって新たに納めることになった税額は、申告書を提出する日に納付してください。この納める税額には、法定納期限の翌日から納付する日までの期間に応じて延滞税がかかる場合がありますので、併せて納付してください。

更正の請求や修正申告、期限後申告の手続きなど、お分かりにならない点は税務署や税務相談室にご相談ください。
防府税務署 ☎ 221400

▼平成七年四月より

納税貯蓄組合助成規則を 全面的に改正します

現在適用している規則は、昭和二十六年に国が納税意識、並びに収納率の向上を計ることを目的に納税のための貯蓄を奨励するため、助成措置を講じた納税貯蓄組合法を基本法に制定されたものです。ただし、この基本法は施行後四十四年を経過しており、町内の納税貯蓄組合の実情に対して適応することに無理が生じており改正が必要になりました。そこで、町税の口座振替制度による納期内完納を奨励し、納税行政を円滑にするための改正です。

○納税組合構成は

各自治会単位として、町税納付世帯の九割以上が組合に加入していること。

○対象税目は

普通徴収の町県民税(定時)、固定資産税、軽自動車税(定時)および国民健康保険税(定時)とする。

○助成金の交付基準は

税額割とし年内を通して納期内納付した税額で、
納付率 100%の場合 $\frac{3}{100}$
九五%以上100%未満の場合 $\frac{2}{100}$
八十%以上九五%未満の場合 $\frac{1}{100}$

未満の場合 $\frac{1}{100}$

○口座振替加入率は

毎年二月末日の数値で算定します。

と、以上のように変わります。

問い合わせ

町役場税務課 ☎ 1115



アネモネ

卒業おめでとう

教育委員会だより

平成六年度も終わろうとしています。今年もそれぞれの学校で卒業生の皆さんが素晴らしい活躍をしました。二十一世紀ももうすぐです。新しい時代を生きていく若者として各学校の代表者に、卒業を前にした現在の心境や思い出を書いてもらいました。

話し合いの中で



申中学校 森藤 正敬

この三年間、いろいろな行事を経験してきました。運動会、宿泊訓練、文化祭、親睦遠足……。その中でも、文化祭は特に心に残っています。スローガンを決めることから始まり、オープニング・エンディングのもち方や劇の配役についての話し合い。意見を出し合っって原案を作り、それをもとに生徒全員で考え、また練り直す。やり終えた後、みんなの心にわいてくる達成感。

文化祭だけでなく、行事の度にこのような話し合いを続けてきました。自分の意見が友達に認められて形になっていく喜びを味わうと同時に、話し合いに積極的に参加することの大切さを学びました。

みんなとの別れ



堀中学校 千々松慶子

九年間の義務教育を今、終えようとしています。振り返ってみると、いろいろなことがありました。辛く苦しかった宿泊訓練、最上級生として今までとは一味違うように

なばった文化祭など大変だと思ふ事もあったけれど、みんな協力し、助け合ってきたので、どんな事でものり越えられたのだと思います。卒業という一つの節目にたち、九年間つきあってきたみんなとも別れなければなりません。

しかし、一人一人の進路は違つても、一生懸命力を合わせてやり抜いた事をときには思い出し、これからの夢多き人生を自分の目標に向かって努力していこうと思います。

私の夢



島地中学校 重田 美穂

「将来の夢は何ですか。」こんな質問をされていつも答えてに困っていました。でも、今ははっきりと将来の夢が言えるようになりました。

というのは、私は動物や植物の世話が好きなので将来は酪農をやりたいのです。酪農というのには生き物が相手です。人參もかぼちゃも牛も豚もみんな一つの命をもっています。

私はその命を大切に育てていきたいのです。そして、夢かなえるために農業高校への進学を決めました。そこで三年間、しっかりと学び、目標をたて毎日を充実したものにしたいと思っています。また、困難から逃げず、自分を強い人間にしていきたいと考えています。

思い出



袖野中学校 斉藤 美希

希望と不安を胸に入學した袖野中学校を卒業する時がきました。この三年間をふり返ってみるとたくさんのことを思い出します。楽しかったたくさん

の行事、苦しかった部活動などがありました。特に心に残っているのは友達のことです。少人数ですが、友達がいたから乗り越えられたことは数えきれないくらいありました。時々けんかをすることもありましたが、すべていい思い出となっています。これから困ったり苦しいこ

とがあった時、中学校で学んだことを思い出して生かしていきたいと思っています。先生方、学校のみなさん本当にありがとうございました。

一緒に過ごした三年間



八坂中学校 石野 晴子

私たちを見守ってくれた校庭の桜を見るのも終わりです。「きれいじゃね。」と、友だちと一緒に、八分咲きの桜を眺めていた頃を、なつかしく思い出します。

桜の木に別れを告げるとともに、同じ教室に机を並べて勉強したり、遊んだ友だちにも別れを告げなければなりません。時には、他学年の教室を見ては、机の数の少なさをうらやましく思うこともありましたが、昨年の文化祭での学年発表の劇が成功したときは、このクラスでやってきてよかったと思いました。先生方、三十八人のみなさん本当にありがとうございました。今まで学んだことを励みにこれからも頑張ります。

自治会連合会

町への要望

昨年の十一月十四日に、私と各地区自治会連絡協議会会長とで、役場に町長さんを尋ね、各地区より出された要望書を提出し、その回答がありましたのでお知らせします。

徳地町自治会連合会
会長 宮正 柳一

○火葬場の早期実現について

現在考えております候補地において、地元と協議しておりますが、一部に同意がいただけないこと、条件整備の要求等について検討しています。

○下水道整備について

基本的には各地区で要望はあろうかと思われませんが、財政的に多大な経費を要します。地元負担、宅内改装に係る経費、終末処理場の確保等、多くの問題について地元において十分解決ができることが大切であります。町の財政負担や地元における諸問題が解決できれば整備を進める事ができます。

○国・県道関係の要望について

国道・県道の改良、促進、改修、整備等については、担当は県ですので、防府土木建築事務所に文書をもつて要望します。

■町道関係

・八坂地区の旧県道の整備

現地を調査のうえで、側溝整備等で検討しております。

・町道島地藤木線、旧越峠防空壕の跡地の整備

現地を確認のうえで、検討します。

・町道浅木遠内線、岡本茂氏宅横ガードレールの設置

浅木線の改良を実施いたしますので、これに合わせてガードレールの設置を実施します。

・町道榎の木河合線側溝の改修工事及び待避所の設置

側溝については、現地を調査して危険なものについては検討します。待避所については、用地の提供も伴いますので、実施時期については、地権者を交えて決定します。

・町道安養地帆柱線の改良工事の早期着工

現在は過疎計画にも上げていますが、平成七年度より予算の範囲内で順次着工していく計画であります。



町道安養地帆柱線改良予定地

・平安橋の石曾根側のガードレールかフェンスの設置

現地を調査したうえで検討します。

・県道三田尻港徳地線から入った町道堀片地線及び町道野尻奥麻生線の危険箇所の整備

局部的な改良になると思いますが、現地を調査したうえで決定します。

・深谷巢垣線の生活道路としての改良整備

局部的には改良で対応していますが、全面改良はありません。

・道路公園から十三仏までの間の拡張舗装整備

町道西狸尾線ですが、現時点では改良計画はありません。舗装は予算がつき次第、実施します。

・小古祖元折線御祇園様上カーブの改善

現在、町外の地権者と交渉中で買収ができ次第、実施する予定です。

・堀片地線道路の工事早期再開、完成

川の問題、補助対象の問題、右岸側の用地の問題、工事費もかなりになるため、財政上の問題もあり、今すぐ結論は出ません。

・防府徳地線より入った町道獄林下西大津線入口にガード

ドレールの設置
現地を調査したうえで、検討します。

・西大津田屋ヶ浴線アスファルト舗装整備

現地調査の結果、予算の範囲内で検討します。

・徳行森永線の路肩舗装

路肩舗装については、道台構造が堅固でないため維持管理上、路肩部を残して舗装しており、この部分は町道の草刈り地として対応したいと思えます。

・鍛冶屋河内線山崎敏男氏宅前の国道489号までの幅員整備

用地の問題が解決すれば、後期計画で検討します。

■河川関係

・島地川と佐波川の合流点(元鉄橋)

イ 上流部の堀側河川敷撤去

ロ 須路側の堤防改修

ハ ヨシの除去

ニ 河川のしゅんせつ

島地川は県の一級河川であり、又合流点の佐波川は建設省の管轄となっておりますので、関係機関にそれぞれ要望します。

・河川のヨシ、土砂の除去の

実施

該当箇所を調査した結果、関係機関にそれぞれ要望します。

・河津孝良宅の裏の谷川の整備

現地を調査した結果、河川のしゅんせつで対応したいと思えます。

水路関係

・蔵場バス停横の水路改修

・建設省関係の災害で対応するのが最適である。

(上流側は建設省関係の災害で対応している。)しかし、年度については確約できない。(雨量等の関係で)

・農林省関係の災害であれば、負担金が5%必要となる。

・建設省関係(災害)と同じく年度については確約できない。

・水路の改良であれば単独県費事業で対応出来るが、負担金が20%必要となる。

・百二十万円、(延長60m、高さ1m、幅0.8m、事業費六百万円)

・西大津水路の改修

・地区関係者全員の同意を得ること。

・地元負担金が必要となる。

・八十万円(概算)(延長82m、断面0.4m×0.4m、事業費四百万円)以上の条件がクリアされれば、県に要望して補助事業として対応したい。

橋梁関係

・小田橋の早期改築

計画によって早期に着工します。



現在の小田橋

・須崎橋の早期改築

橋については、前後の取付道路、河川の関係、工事費等の問題もあり、財政面等から着工は難しいです。広瀬橋の幅員が狭いので、

張整備(ゴミ焼却場)

過疎計画によって架け換えを計画しています。

・国木(北谷)の農道にいく橋は狭いので整備

・補助事業(単独県費事業)では対象とならない。(橋梁のみの補助メニューがないため)

・小規模土地改良事業(単独町費)では、補助金が三十万円打ち切りとなる。

・町道編入して対応してはどうか。

衛生関係

・生ゴミ置場を町費で設置及び啓発活動の推進

年々増大するゴミ処理対策には苦慮しております。処理経費も増大の一途をたどっており、今後各方面の有料化が進めておられる状況にあります。ゴミ置場の設置は自治会で対応をお願いしたい。なお、啓発活動は行なっています。

・不燃物の適切な収集対策の実施

粗大ゴミ収集の回覧の文書のとおり実施したい。農機具等については、業者引取りをお願いしてほしい。

・佐波川等が汚れている・河

川等のクリーン作戦

毎年初夏に行っている、佐波川一斉清掃にて対応をお願いしたいと思えます。水路や河川は地域のみならず、ゴミ等を捨てないようにして頂く事が大切です。

・河川等の汚れを防ぐには、皆さんのご協力以外ありません。

農道・林道関係

・下藤木より農免道への連絡道の着工整備

・地元(地権者)関係者の同意が百分得られること。

・計画法線については、町に一任のこと。

・地元負担金が千二百万円(二十%)が必要となる。

以上3条件が調えば、県に要望し対応していきたい。

・下藤木共同墓地、森山道への崩落防止対策

現地を確認した結果、工法等で対応を検討しています。

・林道から水が流れるので、横断側溝を設置

業者にて工事依頼済みであります。施工土地が民有地内であるため所有者と水路位置を現地立会する予定と

しています。

・県道と町道の連絡道(矢井

中央部)の町道格上げと舗装整備

町道編入はいろいろな手続きを要するので、現地を調査のうえ、検討します。

・西大津中央拡幅改良工事

・補助事業(単独県費事業)では対象とならない。(延長100m未満であるため。現地は97m)

・小規模土地改良事業(単独町費)では、補助が三十万円の打ち切りとなる。

・事業費が概ね一千万円かかる。

・「支線を計画すれば単独事業で対応できる。

・若者定住促進を図るため、串地区に町営住宅の設置を、また、八坂地区に1戸建てのアパート設置

住宅マスタープランを今年度計画中であり、その中で今後の徳地町の住宅の方向性も示されるものと思えます。その動向を踏まえて検討したいと思えます。

・若者が夜遅く帰っても利用できるコンビニエンスストアを設置

現時点では、町営等によるものは計画にありませんが、

民間経営ストアーを期待しているものであります。

・大見谷河川プールの設置

河川内に構造物を造るのには困難であります。河川のそばに取水してプールを造る方法がありますが、その場合用地の確保と維持が必要であります。

・島地区にスポーツ広場の設置

島地区については、以前計画されて関係住民の理解が得られず中止した経験がありますので、こうした反省を踏まえて自治会で最初から取り上げ、いろいろ協議して頂いたほうが地域づくりに対する住民の理解が得られやすくなるものと思いますし、住民の為の施設としての誇りになるものと思います。この様なことで今後ともよろしく願っています。

■ 自治会活動

・浅木地区の集会所を活動の拠点としての一部整備補助

浅木地区集会所につきましては、現地で施設を調査しましたが、窓枠、屋根等がかなり傷んでおりますので、修繕が必要と思われれます。

総務課に補助金の申請書類を提出してください。補助金の額につきましては、新築又は全部改築について二百万円を限度として、一部改築につきましては五十万円を限度としております。修繕につきましては同様です。地元負担金として3分の2が必要です。したがって補助率は3分の1です。

・町道仕出の木線・戸数も少なく高齢化している。草刈り等作業が年々出来にくくなった。町として対策を。

町道の草刈りは、なるべく地元の方にお願いたいが、止むを得ず出来ない場合は、町で業者に委託するなり、路肩工で対応する様考えています。

・集会所の増改築経費の助成比率アップ及び維持管理費の支給

現在、町においては住民の地域社会における連帯意識の高揚、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与するため、町が施設及び管理委託について助成をしております。

町の施設につきましては、各地区で、25箇所必要な所に、集会所、老人憩いの家

多目的集会所等整備しております。これら以外の集会所の施設につきましても、補助金の対象としており補助率は、一集会所に対し新築又は全部改築につきまして二百万円を限度とし、一部改築等は五十万円を限度としております。

したがって現時点での助成比率のアップは考えておりません。維持管理につきましては一施設に対し月額五千円(建築面積が150㎡を超える施設については7千円)以内とし、委託料の支払いは施設の使用開始後3年としております。ただし、3年経過後2年に限り一施設に対し月額三千円(建築面積150㎡を超える施設については五千円)以内を維持管理費としており、管理委託料につきましても将来的には考える必要があると思っております。現時点では考えておりません。

・自治会の文書は月2回となつているので厳守及び各種団体文書の取扱いの徹底

自治会文書については、月2回を厳守しております。各種団体より配られるもの

につきましても、その中に包含するようにしております。もしそれ以外でその様な事がありましたら、総務課の方へご連絡をお願いいたします。指導したいと思います。

・自治会文書で書類集約後、町に提出を必要とするものは返信用封筒を作成

経費もかかる事ですので、そのような時の取扱いについては検討したいと思っております。

・各団体から募金集め等するものについては口座振替とする事

募金等についての振替はできません。

■ その他

・深谷集会所の遊具の整備

検討したいと思っております。

・猪の駆除について

野猪の駆除は県知事(防府林業事務所)許可であり地元猟友会に駆除の依頼をし、林務課経由で提出するので一週間程度日数を要します。経費については、猟友会の負担となるので不要です。

なお、地元猟師の照会については、役場林務課

にて受付けております。・野猪被害の防止については、平成4年度より水稻の被害防止のため設置する電器柵を共同、あるいは個人で設置する場合には電器柵本体の購入に対し補助を行っています。

・島地(中村)地区公園内の便所の整備

現時点では考えておりません。

終わりに

自治会連合会では、今後も引き続き皆さんの要望や希望を町へ伝えていきたいと思っております。

自治会の活動にご協力のほどよろしく願います。
徳地町自治会連合会
役員一同

※この要望書、回答等についての問い合わせは、役場総務課 ☎1112、有2251 にお願います。





「休養を考える」(その1)

ストレスは防ぐ心構えと

早期解消を

生活にリズムをもたせることは、生活にメリハリを与え、健康生活の源泉となります。反対に生活のリズムが乱れると、疲労やストレスは気づかぬうちに忍び込んでいきます。そして精神的ストレスは、悩みや葛藤のみならず、仕事への集中や、対人関係での緊張が続くことなどによる場合もあり、そのようなストレスに気づき、うまくコントロールしていくことが大切です。

しない。
現実を受けとめる。
感情をすなおに表現する。
マイナス面も受け入れるゆとりをもつ。

町内会や地域活動等へ参加する。
おしゃべり、買い物、部屋の模様替え等で気分転換をする。

あいさつを生活にいかす。
初対面の人や付き合いにくい人、けんかをした相手に、自分の方から声をかける。気分がほぐれストレスが退散する。

☆ストレスを

防ぐ心構え

☆ストレス

解消法

- 今いる場所を大事にする。
仕事場では仕事第一。
家庭では家庭第一。
- 今という時間を大切に。
先のことを心配したり、過ぎたことばかりを後悔
- 趣味をもつ。
手芸、園芸、スポーツ、囲碁、読書など。
- 職場以外の友人をもつ。



国民健康保険

被保険者証が

変わります

今皆さんがお持ちの国民健康保険被保険者証及び退職被保険者証の有効期限が、3月31日をもって終了となりますので、次の日程で更新を行います。(※・◎被保険者証を含みます。)

被保険者証の取りまとめは、従来どおり自治会長さんをお願いしていますので、期日までに届けてください。

なお、4月1日以降も◎被保険者証の交付を希望される方につきましては、平成7年度の在学証明書(平成7年4月1日以降に発行されたもの)を添えて、後日申請の手続きを行ってください。(特

別の事情があつて、早急に被保険者証が必要な方は、あらかじめ保健係にご相談ください。)

※老人医療受給者証については、提出の必要があります。

更新日程表

場所	日	時
支所	3月29日(水)	9時30分～11時30分
島地支所	3月29日(水)	13時30分～15時30分
柚木支所	3月30日(木)	9時30分～11時30分
八坂支所	3月30日(木)	13時30分～15時30分
本庁保健係	3月31日(金)	9時～12時

問い合わせ
保健衛生課保健係
☎1114 有2341



国民年金



国民年金の保険料は

納めましたか

国民年金の保険料の納め忘れはありませんか。納め忘れのある方は至急納めてください。

保険料の納め忘れがあると、将来受ける年金が少なくなったり、場合によっては受けられなくなったりすることがあります。

年金は、年をとったときだけでなく、万一の事故や病気などで障害者になったときや、ご主人に先立たれたときなどにも支給されます。

しかし、このような年金も保険料を納めていないと受けられないことがあります。忘れずに保険料を納めましょう。

来月から

国民年金の 保険料額が

変わります

国民年金の保険料が、四月から月額一一、七〇〇円にな

ります。

これは、年金額が物価スライドにより上がったことや、年金制度の長期安定を図るためのものです。

保険料の納付には、一定期間まとめて納めると割引のある「前納制度」がありますのでご利用ください。

あなたがお持ちの

年金手帳は

1冊ですか

国民年金に加入している人には、国民年金・厚生年金共通の年金手帳が交付されます。年金手帳には、氏名や生年月日、そして、加入した制度ごとの記号番号が記入されています。この記号番号は、一生を通じて使用するものです。すでに年金手帳をお持ちの方が、厚生年金保険に加入している会社に就職することになったときは、必ず会社に年金手帳を提出してください。

4月から年金額を0.7%アップ 年金額比較表

[] 内は月額

	平成6年改正 (平成6年10月)	物価スライド0.7% (平成7年4月)
〔国民年金〕	円 円	円 円
老齢基礎年金	780,000〔65,000〕	785,500〔65,458〕
障害基礎年金(1級)	975,000〔81,250〕	981,900〔81,825〕
(2級)	780,000〔65,000〕	785,500〔65,458〕
遺族基礎年金(子1人)	1,004,400〔83,700〕	1,011,500〔84,292〕
(基本)	(780,000〔65,000〕)	(785,500〔65,458〕)
(加算)	(224,400〔18,700〕)	(226,000〔18,833〕)
10年年金	473,800〔39,483〕	477,100〔39,758〕
5年年金	403,300〔33,608〕	406,100〔33,842〕
障害年金(1級)	975,000〔81,250〕	981,900〔81,825〕
(2級)	780,000〔65,000〕	785,500〔65,458〕
母子年金(子1人)	1,004,400〔83,700〕	1,011,500〔84,292〕
(基本)	(780,000〔65,000〕)	(785,500〔65,458〕)
(母子加算)	(224,400〔18,700〕)	(226,000〔18,833〕)
老齢福祉年金	399,600〔33,300〕	402,400〔33,533〕
〔一部支給停止後の額〕	313,200〔26,100〕	314,100〔26,175〕
〔厚生年金保険〕		
受給者の平均年金額 (最近年金を受け始めた男子の平均のケース 平成4年度:200,300円)	2,571,600〔214,300〕	2,589,600〔215,800〕
標準的な年金額(制度成熟時)	2,771,800〔230,983〕	2,791,200〔232,600〕
障害年金・遺族年金 (最低保障額、旧法)	780,000〔65,000〕	785,500〔65,458〕
遺族年金 (2子・最低保障額、旧法)	1,490,600〔124,217〕	1,501,100〔125,092〕
(基本)	(780,000〔65,000〕)	(785,500〔65,458〕)
(寡婦加算)	(261,800〔21,817〕)	(263,600〔21,967〕)
(加算)	(448,000〔37,400〕)	(452,800〔37,667〕)

東京路線に 早朝便が実現

4月1日から、山口宇部空港の夜間駐機が実現することに伴い、ゆったりとした東京への日帰り旅行が可能となりました。

東京でのお仕事やご旅行に、是非、ご利用ください。

なお、阪神大震災に伴い、山口宇部空港から大阪方面へ臨時便が運行されています。また、鳥根県石見空港(益田市)からも大阪便が運行されています。

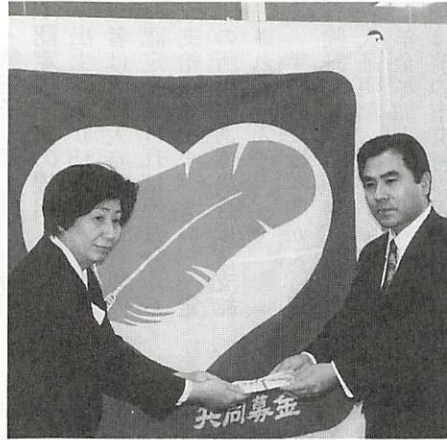
自家用車でお越しの方には、約700台の無料駐車場が完備しております。なお、航空機の搭乗チケット等は、最寄りの旅行代理店で2か月前から予約・購入できます。

夜間駐機後のダイヤ (期間4/1~5/1)

山口宇部	東京	東京	山口宇部
8:00	9:30	9:55	11:25
12:05	13:35	11:55	13:25
14:10	15:40	14:05	15:35
16:15	17:45	17:00	18:30
19:30	21:00	18:30	20:00

みなさんの誠意を届ける

兵庫県南部地震災害に伴う 義援金を、日本赤十字社山口 青波)と、山口県共同募金会 徳地分会(会長伊藤



山口県共同募金会にて、平井 彰子副会長に届ける伊藤青波 会長

兵庫県南部地震災害義援金集計 (2月17日現在)

町社会福祉協議会	113、562円	・ 申支所	277、756円
・ 役場本庁	391、138円	合計1、211、660円	
・ 八坂支所	260、058円	※日赤山口支部へ	605、830円
・ 袖野支所	98、936円	県共同募金会へ	605、830円
・ 島地支所		お届けいたしました。	

徳地分会(会長伊藤 青波)より、募金の 取り扱いをお知らせ してしました。

この義援金を、二 月十七日に第一回目 の取りまとめを行い 二月二十日に日赤山 口支部、県共同募金 会へそれぞれ届けま した。

第一回目の義援金 集計額は次のとおり です。引き続き受付 をしておりますので、 よろしくお願いします。

徳地町の シンボルマーク募集

1 趣旨

徳地町は、平成7年度に町制施行40周年を迎えることを記念し、21世紀へ向けた新たな飛躍を目指して、徳地町を広くPRするためのシンボルマークを募集します。

2 募集内容

豊かな自然と歴史を生かし、交流の始まるまちづくりを進める徳地町のイメージアップが図られ、将来に向けて発展を予感させることのできるような、キャラクター的要素を含んだ、斬新で、明るく、親しみやすい作品で、自作による未発表のものとします。

3 応募資格

どなたでも応募できます。ただし、一人5点以内とします。

4 応募方法

B5判ケント紙または画用紙を使用し、彩色は自由とします。ただし、1色刷りにも利用できるように配慮してください。

作品の裏面に、住所・氏名・年齢・性別・職業(勤務先または学校名)・電話番号並びに図案の主旨等の説明を記入してください。

5 応募締切

平成7年4月28日(金)必着

6 賞

最優秀賞 1点 賞状及び副賞10万円
佳作 2点 賞状及び副賞3万円

7 入選発表

入選者には直接通知するほか、町広報等で発表します。

8 応募作品の取扱い

- ① 応募作品は、返却しません。
- ② 最優秀作品は、徳地町のシンボルマークとして各種イベントへの利用をはじめとして、パンフレットや機関紙等へ使用しますが、使用にあたっては、必要により一部補作することがあります。
- ③ 採用作品の著作権、著作権は徳地町に帰属するものとします。

9 応募先及び問い合わせ

〒747-02
佐波郡徳地町大字堀1744番地
徳地町役場企画課内
徳地町制施行40周年記念事業実行委員会

☎ 0835-52-1119
FAX 0835-52-0014

▼児童手当のあらまし▲

児童手当は一人目の

子どもさんから支給

児童手当は、三歳未満の子どもを養育している方に支給されます。

②現況届
に前月分まで支給します。
毎年6月1日～6月30日に提出願います。

○支給対象児・支給額

- ・第一子 月額五千元
- ・第二子 月額五千元
- ・第三子以降 月額一万円

(1)認定請求書の提出

出生時より15日以内、転入者は、転入時より15日以内認定を受ければ翌月分から支給されます。なお、一定の所得がある場合は、支給されません。

手続きには、印かん、保険証、口座依頼書、年金加入証明額(厚生年金、共済年金等加入者)を、転入者は前の市町村の児童手当用の所得証明書を持参してください。

なお、転入者は前の市町村で消滅届けを提出してください。

○支給日
毎年10月、2月、6月の15日

①児童手当内訳
・被用者(厚生年金、共済年金加入者)
・非被用者(国民年金加入者)

②特例給付(厚生年金、共済年金)
退職されて国民年金へ加入されたときは、直ちに支給消滅届を提出してください。

③額改定届
第二子以降出生されたときは、現に児童手当を受給している人は、増額となります。また、反対に養育しなくなったときは減額になります。

問い合わせ

町役場町民課福祉係
☎11113 有2331

“ハッピーライフ”それは共済会

中小企業に働く皆さんに安心をお届けします

死亡・障害・入院・住宅災害等の不測の事態に対してセットで保障します。

掛金・加入年齢

(月掛 1人分)

型	種	掛金	最高給付額	加入年齢
1	型	450円	200万円	満15歳以上
2	型	900円	400万円)
3	型	1,500円	1,000万円	満65歳未満
高齢者型		450円	100万円	満65歳以上 満71歳未満
ファミリー型		500円	200万円	満65歳未満

■詳しいことは、徳地町勤労福祉共済会(役場経済課)までお問い合わせください。

☎52-1117 有2351

住民基本台帳が改正

住民基本台帳事務処理要領の一部が改正になり、住民票の「世帯主との続柄」の記載方法が、平成7年3月1日より、次のように変わりましたのでお知らせします。

区分	改正前	改正後
嫡出子	長男、二女等	子
特別養子	長男、二女等	
養子	養子	
非嫡出子(世帯主である父に認知されている場合)	子	妻の子
妻の連れ子(世帯主が夫である場合)	妻の長男、二女等	
その他	長男の長男 養父、養母	

セミナパークオープニングフェスタ開催

21世紀を担う人材養成の拠点施設「山口県セミナパーク」の竣工を記念して、施設の紹介をはじめ、各地域間の交流を深めることを目的としたオープニングフェスタを開催します。

皆様方のご来場をお待ちしております。

日時 平成7年3月26日(日)10:00～

場所 山口市秋穂二島・鑄銭司
山口県セミナパーク・山口県消防学校

主なイベント

- ・第1回山口クロスカントリー大会
6種目、個人、リレー、参加選手約1,200名
- ・フリーマーケット
特産品販売、産直販売、世界食の祭典
- ・フリーステージ
素人演芸発表会
- ・消防の体験
はしご車体験試乗、消防車体験試乗 e t c



今年の4月から学校が



第2土曜日に加え第4土曜日

も休業日となります

平成7年4月から、月2回の学校週5日制が実施されることになりました。これにより、第2土曜日に加え、第4土曜日も休業日となります。

対象となるのは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校および盲・聾・養護学校の各学校。同制度実施に先立ち、月2回の学校週5日制をご理解いただくために、皆さまから寄せられた不安や疑問にお答えします。

Q1 この制度の目的は？ また、なぜ学校週5日制を月2回にしなければならないのですか。

A1 学校週5日制は、学校、家庭および地域社会の教育全体のあり方を見直し、子どもたちの豊かな人間形成を図ることを目的としています。激しい変化が予想されるこれからの社会においては、子どもが自ら考え、判断し、行動する力を身につけさせる教育が大切だからです。また、休みを月2回に拡大することは、全国642校で実験的に行った研究結果からみて、子どもた

ちの望ましい人間形成を図るうえで、好ましい結果をもたらすものと考えられたからです。

Q2 うちの子どもは、休みが増えて遊んでばかりいますが、これでは意味がないのでは？

A2 子どもの成長に遊びは欠かせません。なぜなら、子どもたちは遊びを通して、さまざまなことを発見し、作りだし、体験を重ねるからです。

Q3 塾通いをする子どもが多くなるのではないかと心配です。

A3 月1回の週5日制実施時にもこうした心配はありましたが、文部省の調査(幼児・児童・生徒の学校外活動実態調査)では塾通いが増えたということはありません。増えた休みを、子どもたちには、有意義に使ってほしいと考えています。

シートベルト着用のポイント

肩ベルトが首にかからないように

ベルトをよじらないように

シートを倒しすぎない

ベルトをブツでたない
ベルトをクルリとまかせない

腰ベルトを腰骨にかける

複数の人でつかわない

バックルはカチッとおとがするまで



シートベルトを着用しよう

シートベルトはあなたの命綱

交通事故がおきたとき、シートベルトをしているのとそうでないのとでは、乗員の被害程度が大きく異なります。昨年の県下の自動車乗車中の事故で亡くなられた方は七十六人で、六割以上(四十九人)がシートベルトをしていませんでした。そのうち、約半数の方(二十四人)は、シートベルトを着用していれば助かっていたと推定されています。

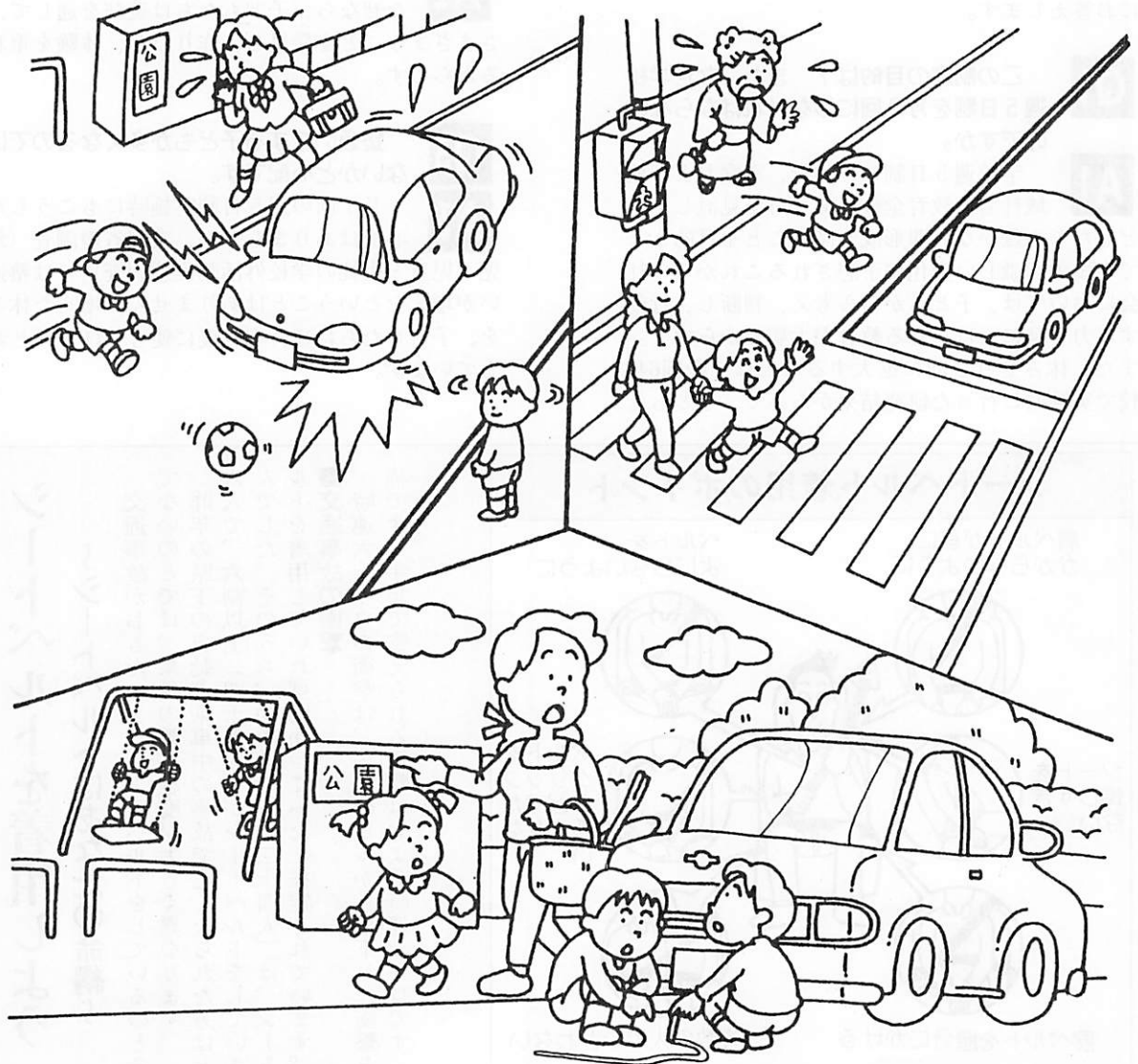
■交通事故の衝撃
時速六十キロの衝撃は、5階のビルから落下した衝撃と同様です。手足で支えられる衝撃はおよそ時速七キロです。

子どもを交通事故から守ろう

家庭での保護と教育が大切

● 新入学(園)児をおもちの家庭では、お子さんが四月に学校や幼稚園、保育所に行く日を指折り数えておられるのではないのでしょうか。何かと準備に忙しいころですが、忘れてならないのが交通安全の教育です。交通事故に遭わないために、何に注意をしなければいけないのか、お子さんに教えてあげてください。幼い子どもの事故とは違い、親の保護と教育で避けることができます。

さて、お子さんに交通安全を身につけてもらえるように、ぬり絵をつくりました。親子でぬり絵をしながら、正しい道路の渡り方やいけないことなどを、お子さんに説明してください。そして、実際に一緒に歩いてみて、注意しなければいけないことを教えてあげましょう。

●



フィルムレポート

串地区で 環境美化活動

2月11日、串地区で環境美化活動を行いました。

これはゆたかな串を育てる会をはじめ、地区の小・中学生、またボランティアの人たち45名が行ったもので、地区界の県道と町道沿いの空缶等を回収しました。回収量は町の袋に34袋。

終了後は、しるこで乾杯……、暖まりました。

河内地区に続く 伝統行事の獅子舞

柚木小学校では全校児童に披露

1月10日、200年以上前から伝わる火よけ祈願の「獅子舞」が雪の残る河内地区で行われました。

その昔、獵師のわなにかかった白ギツネのたたりで村が大火事になり、火の神様、秋葉神社に獅子舞を奉納、願いをかけてようやく消えたという故事にちなんだもの。

朝8時から、当夜の室和久さんら8人が地区内の各家庭を回り獅子舞を舞いました。



少年自然の家で ふるさと学習のつどい

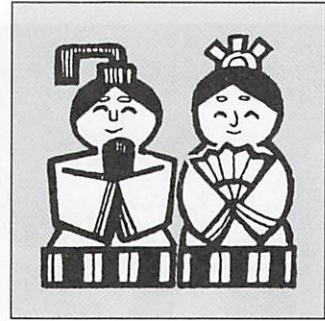
町内の中学生1・2年生全員が参加した「ふるさと学習のつどい」が2月3・4日の両日、国立山口徳地少年の家で開かれました。

5中学校から参加した170人余りの生徒は5班に分れ、コンニャク作りや和紙づくりなどを体験、和紙づくりでは、原料の入ったすき舟にすき枠を入れ、慣れない手つきで枠を動かしながらすいていました。

夜は石ぶろ体験、天体観測をし、4日は町長、教育長を交え、ふるさとについて語り合いました。



お知らせ



固定資産課税台帳の縦覧

平成7年度、固定資産課税台帳の縦覧を行います。

皆さんが所有している固定資産が正しく課税台帳に登録されているか、この期間に確認してください。

縦覧期間

4月3日から4月24日まで

縦覧場所

町役場税務課

※出張縦覧は、各支所で次のとおりおこないます。

- 串 地区 4月10日 9時～16時
- 島地地区 4月11日 9時～16時
- 八坂地区 4月12日 9時～16時

○柚野地区 4月13日 9時～16時

また、今年度から固定資産税のより適正な課税を目的として、固定資産を所有されているすべての方に物件の内容をお知らせし、また、確認していただくために「課税明細書」を3月中旬頃、所有者の皆さんにお送りしますので、併せて確認してください。

食生活改善推進員 養成講座受講生募集

食生活改善推進員さんは、わが家の食卓を通じて家族の健康管理に努め、自分の生活から得た「生きた体験」を、おとなりさん、お向かいさんへと広める仲間です。

養成講座

年10回(6月、10月は除き毎月1回)

募集人員 およそ25人

受講申込

3月20日までに保健センターへ

受講生の決定

地区毎の人員バランスを考慮し、町及び食生活改善推進協議会で協議のうえ決定

詳細問い合わせ

町保健センター

☎1114 有2345

中学生・高校生による写真コンクール 作品募集

写そうふるさと、身近な風景やふるさと自慢をあなたのカメラで、自己表現してみませんか。

応募資格 中学校・高等学校の生徒に限ります。

テーマ 「美しいふるさと」

応募の規定

・応募作品は未発表のものに限ります。

・応募点数は一人5点まで。

・サイズはサービサイズ(六切りまでのプリント)。

応募締切

平成7年5月31日(水)

応募用紙請求・問い合わせ

〒100 東京都千代田区丸の内1-8-3 国際観光光会館内 (社)日本観光協会写真コンクール係

☎03-3287-2745

山口県立山口高等学校 通信制課程生徒募集

入学資格

① 普通科

中学校もしくはこれに準ず

る学校を卒業又は平成7年3月卒業見込みの者

② 衛生看護科

普通科と同じであるが、本校と技能連携をしている看護婦養成施設に入所している者

③ 科目履修生

特に制限なし

④ ①②③いずれの場合も本人の住所または勤務先が山口県内にあること

募集人員

普通科 300名
衛生看護科 100名
科目履修生 特に制限なし
願書受付期間 3月13日～4月6日の正午
願書請求・問い合わせ 〒753 山口市米1-9
1-1 山口県立山口高等学校 通信課程
☎0839-28511
※願書を請求する際は、返信用切手(270円)を同封のこと。

文芸



第五一六回 土井青城子 選

太田 久幸

健康の二字でことたる初祈り

原田サエ子

愛してみても憎しみて生き木の葉

山本日生子

去年今年失ひしもの拾ふもの

熊本 翠月

読み初めは歳時記ときめ座右

におく

洪谷 詩朗

つつましくやがてかしまし女

正月

徳地短歌会

第七十二回 山下清司 選

藤田 高枝

終日を本読みおきて倦みし目に冬の陽さしの静かにやさし

藤井 和子

鳥のかけ玻璃戸によぎる日下りを元旦に呑む茶を焙じおり

原田 禮子

冷えわたる師走の空に満月の上りて狭き路地を照らせり

江浪アサエ

カーテンの襞にとまりし蠅の鎌振り上げしままに果てる

る

平成8年歌会始めの
お題及び詠進歌の
詠進要領

お題「苗」

- 詠進要領
- (1)自作の歌で一人一首とし、未発表のものに限りま。
 - (2)用紙は半紙(和紙)とし、毛筆で自書。
 - (3)用紙は半紙を横長に用い、右半分にお題と歌、左半分に郵便番号、住所、氏名(本名、ふりがな)、生年月日、職業を縦書きで記入。

※一人で二首以上詠進した場合は失格となります。
詠進期間 平成7年9月30日郵便のあて先

〒100 東京都千代田区1番1号 宮内庁(封筒に「詠進歌」と明記)

書式図

苗	郵便番号、住所
、	ふりがな
、	氏名
、	生年月日
、	職業

(約24センチメートル)

(約33センチメートル)

英会話教室
受講生募集

開催日時
平成7年4月第1週より、平成8年3月末まで

開催場所 山村開発センター
開催時間 19時45分から
・初級講座 毎週月曜日
・中級講座 毎週火曜日
受講資格
・初級(中・高校生、一般)
・中級(一般)
※定員(15名)に満たないときは中止することがあります。

受講料 月額2,500円(4カ月前納)
申込み先
〒747102 大字堀山村開発センター内社会教育課 ☎0049

パソコン・ワープロ
小型建設機械運転
受講者募集

1 ロータス1、2、3講習日
平成7年4月10日から14日までの5日間
時間 13時~17時まで
講習内容
表計算、グラフ作成、データベース作成技法の習得

受講料 4,000円
定員 20名

2 ワープロ初級講習日
平成7年4月10日から14日までの5日間
時間 13時~17時まで
講習内容
文書の編集、校正、印刷、登録保管他

受講料 3,000円
定員 20名
3 小型建設機械運転講習日
平成7年4月24日から25日までの2日間
講習内容
労働安全衛生法に基づく特別教育

受講料 4,000円
定員 10名
申込期限 3月29日(必着)
申込方法 1・2・3とも往復はがきに希望講習名、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を記入のこと
申込先・講習場所
〒745 徳山市下馬屋163-1 山口県立東部高等産業技術学校
☎08342233

一級・二級技能士
課程通信訓練
受講者募集

雇用促進事業団立職業能力開発大学校では、例年のように、一級及び二級技能士課程の通信制訓練の受講者を次のとおり募集しております。

訓練科目

- ・一級 機械加工・配管・鋸金・建築大工など8科
- ・二級 機械加工・仕上げ・塗装・配管など22科

受講資格
実務経験のある方(二級は実務経験のない方でも可)
訓練期間
標準1年(いつからでも受けられます)

受講料
・一級 8,350円
・二級 6,270円
特典
合格者は技能検定の学科試験が免除されます。

問い合わせ
〒753 山口市大字矢原字花の木1284-1
☎083921948

県立山口博物館の
行事案内

○月食を見る会
山口県内で2年ぶりに見られる月食を、県内最大の屈折望遠鏡で観望します。

日時 平成7年4月15日(土) 20時~22時
場所 県立山口博物館天体観測室
受講料 無料
申込み 当日自由参加、曇天中止

問い合わせ
〒753 山口市春日町8-1
2 県立山口博物館
☎083920294

表紙は、二月二十三日に中央小学校で実施された新生一年生の一入入学の一コマです。五年生の指導で、真剣に手をあげ、交差点の渡り方などを練習していました。

町の人人口(1月末現在)

世帯数	3,268世帯	前月対比	+1世帯
人口	9,624人		-11人
男	4,595人		-6人
女	5,029人		-5人
自然増減	8人(出生5人・死亡13人)		
社会増減	3人(転入17人・転出20人)		

資料…住民基本台帳調べ

暦・こよみ

発行 徳地町 編集 徳地町企画課 印刷 イマズミ印刷(株) 毎月5日発行

日	月	火	水	木	金	土																				
<ul style="list-style-type: none"> 行事は予定ですので変更になることもあります。 病院名は日曜、祝日在宅医です。 内科・小児科は日曜・祝日も防府休日診療所 ☎24-4172です。 石油店名は日曜開店スタンドです。 																										
<p>※心配ごと相談 3月14日(交通事故)・3月22日(法律)・3月28日(行政)・4月4日(年金)については専門家がお答えします。 どうぞ、お気軽にご相談ください。 問い合わせ 徳地町社会福祉協議会 ☎52-0100 有2235</p>																										
<p>とくぢ アラカルト 平成7年度 徳地町立小学校新入学児童見込数(町教育委員会調) 単位:人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>中央</th> <th>島地</th> <th>串</th> <th>八坂</th> <th>三谷</th> <th>引谷</th> <th>柚野</th> <th>柚木</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学見込数</td> <td>37</td> <td>14</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>68</td> </tr> </tbody> </table>							学校名	中央	島地	串	八坂	三谷	引谷	柚野	柚木	合計	入学見込数	37	14	3	8	1	1	2	2	68
学校名	中央	島地	串	八坂	三谷	引谷	柚野	柚木	合計																	
入学見込数	37	14	3	8	1	1	2	2	68																	
12 +森下外科整形外科医院 24-0500 ○土井石油	13	14 ○町内中学校(5校)卒業式 (各中学校10:00~) ○心配ごと相談(交通事故) (町社協10:00~15:00) ○英会話教室 (開発センター19:45~)	15	16 ○あすなろ会 (保健センター13:30~)	17	18 3/11																				
19 +山縣医院 22-0246 ○(南)ナカシマ	20 ○町内小学校(8校)卒業式 (各小学校10:00~)	21 ☑春分の日 +岡医院 22-0037 ○英会話教室 (開発センター19:45~)	22 ○心配ごと相談(法律) (町社協10:00~15:00)	23	24	25																				
26 +岡村医院 22-5756 ○前田産業	27	28 ○心配ごと相談(行政) (町社協10:00~15:00) ○英会話教室 (開発センター19:45~)	29	30	31	4/1																				
2 +河村外科胃腸科医院 22-7520 ○八栄石油	3 ○寝たきり者等訪問 (串・八坂地区9:00~)	4 ○心配ごと相談(年金) (町社協10:00~15:00) ○寝たきり者等訪問 (八坂地区9:00~) ○英会話教室 (開発センター19:45~)	5 ○寝たきり者等訪問 (柚野地区9:00~)	6 ○寝たきり者等訪問 (出雲地区9:00~)	7 ○寝たきり者等訪問 (島地・柚野地区9:00~)	8 ○歩こう大会 (狗留孫山9:00~)																				
9 +木村整形外科 38-1181 ○武石石油																										